

原山台地域力向上委員会ホームページ管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、原山台地域力向上委員会ホームページ(以下「ホームページ」という。)の管理運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(ホームページの所在)

第2条 ドメイン名とサーバーは、次のとおりとする。

- (1)ドメイン名 <https://harayamadai-seto.com>
- (2)サーバー 費用・信頼性等を考慮して、適当なレンタルサーバーを利用する。

(ホームページ管理運用委員会)

第3条 ホームページを適正に管理し円滑に運用するため、原山台地域力向上委員会(以下「地域力向上委員会」という。)のもとに、ホームページ管理運用委員会(以下「HP委員会」という。)を設置する。

2 HP委員会は、次の事項を所掌する。

- (1)ホームページの管理運用に関すること
- (2)ホームページの掲載内容に関すること
- (3)ホームページのセキュリティに関すること
- (4)人権及び個人情報の保護に関すること
- (5)前号に掲げるもののほか、ホームページの管理運用に関すること

3 HP委員会は、以下の者で構成する。

- ①管理責任者 1名＝地域力向上委員長
ホームページの管理運用を統括し、HP委員会を統べる。
- ②運用責任者 1名＝地域力向上委員会広報部長または地域力向上委員長から指名された役員
ホームページの作成、更新、削除等のアクセス権を持ち、管理運用にあたる。
- ③運用委員 若干名＝地域力向上委員長から指名された役員
情報の収集、内容検討等に必要の実務を担当する。

4 HP委員会は、管理責任者が必要に応じ開催し、会議の議長となる。

(ホームページの掲載基準)

第4条 ホームページへの記事の掲載内容は、原山台地区住民の生活に必要な

情報共有や住民相互の交流促進、他のコミュニティに向けた情報発信等に適うものとし、公序良俗に反しないこと。また、守秘義務や個人情報保護などコンプライアンスに反するものではあってはならない。

(情報の公開)

第5条 運用責任者は、ホームページに情報を公開する場合は、必ず、管理責任者の承認を受けなければならない。ただし、はらやまだい通信その他の定例的な情報又は別に原山台地区における自治会長等の承諾を得た情報を公開する場合は、この限りでない。

(意見、要望等の受付)

第6条 ホームページで受け付けた意見、要望等で回答が必要な場合は、地域力向上委員会の委員長または担当役員が真摯に検討を行い、速やかに発信者に回答するものとする。

2 受け付けた意見、要望等について回答するときは、回答内容について委員長の決裁を受けなければならない。

(リンク)

第7条 当該ホームページから他のホームページにリンクを設定することができる。ただし、この場合は愛知県、瀬戸市等の行政機関及びHP委員会が認めたものとする。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は地域力向上委員会事務局に委任する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、ホームページの管理運用について必要な事項は、HP委員会にて決定する。

付 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。